

## 気象警報発表時及び地震発生時の緊急措置について

標記の件につきまして、令和3年5月20日付で内閣府（防災担当）・消防庁の要綱が改正されております。つきましては、下記の緊急措置について、お知りおきいただきますようお願いいたします。

### 1. 気象警報発表時の措置

茨木市に「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表された場合は、下記の措置をとる。（なお、「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表されている場合は、通常通り登校する。）

(1) 午前7時の時点で上記の「警報」が発表中の場合	自宅待機
(2) 午前9時までに上記の「警報」が解除の場合	解除の時点で登校
(3) 午前9時の時点で上記の「警報」が解除されていない場合	臨時休業

※午前9時までに解除された場合、弁当持参で登校させてください。

※登校後に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合、原則としてその時点で下校します。

※緊急連絡が取りにくくなりますので、学校へ電話での問い合わせは、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

※校区内の地域に「警戒レベル4（避難指示）」が発表されている場合も、上記と同じ措置をとります。

### 2. 地震発生時の措置

(1) 「震度5弱」以上の地震が発生した場合	
① 始業前	臨時休業
② 授業中	授業の打ち切り（状況により下校もしくは学校待機）
③ 放課後	ただちに各活動を中止（状況により下校もしくは学校待機）
(2) 「震度4」以下の地震が発生した場合	
<p>学校園施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかを判断するので、臨時休業の連絡がない限り通常通りに登校となります。</p>	

※大地震発生時の臨時休業の期間は、被害状況により異なりますので、学校から連絡します。

※緊急時の措置の場合には、PTA学級委員会・地区委員会などのご協力をお願いする場合があります。